

平成25年度 市・県民税の改正ポイント

平成25年度（平成24年分所得）の市・県民税が課税される人に納税通知書が6月中旬に送付されます。これに伴い適用される主な改正点などについてお知らせします。

平成25年度からの主な改正点

◆生命保険料控除の見直し

今回の改正では、生命保険料控除の合計適用限度額の7

万円に変更はありませんが、平成24年1月1日以後に締結した保険契約など（新契約）については、従来の一般生命保険料控除と個人年金保険料控除に、介護医療保険料控除が新設され、それぞれの保険料控除の適用限度額が2万8千円に変更されます。ただし、平成23年12月31日以前に締結した保険契約など（旧契約）については、従来

の一般生命保険料控除と個人年金保険料控除が適用され、それぞれの適用限度額も3万5千円のまま変更はありません。

◆新契約に係る控除額
一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の適用限度額が2万8千円に変更になり、新設される介護医療保険料控除も同額になります（合計適用限度額7万円）。

◆新契約に係る控除額

支払保険料の金額	控除額
12,000円以下	支払保険料の金額
12,001円～32,000円	支払保険料の金額×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	支払保険料の金額×1/4+14,000円
56,001円以上	一律28,000円

一般生命保険料控除 (適用限度額2万8千円)	介護医療保険料控除 (適用限度額2万8千円)	個人年金保険料控除 (適用限度額2万8千円)
生命保険料控除額(合計適用限度額7万円)		

◆旧契約に係る控除額

支払保険料の金額	控除額
15,000円以下	支払保険料の金額
15,001円～40,000円	支払保険料の金額×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	支払保険料の金額×1/4+17,500円
70,001円以上	一律35,000円

一般生命保険料控除 (適用限度額3万5千円)	個人年金保険料控除 (適用限度額3万5千円)
生命保険料控除額(合計適用限度額7万円)	

◆新契約と旧契約の双方について控除を受ける場合

新契約	一般生命保険料控除 (適用限度額2万8千円)	介護医療保険料控除 (適用限度額2万8千円)	個人年金保険料控除 (適用限度額2万8千円)
	+		
旧契約	一般生命保険料控除 (適用限度額3万5千円)		個人年金保険料控除 (適用限度額3万5千円)
	+		
合計	一般生命保険料控除 (適用限度額2万8千円)	介護医療保険料控除 (適用限度額2万8千円)	個人年金保険料控除 (適用限度額2万8千円)
	生命保険料控除額(合計適用限度額7万円)		

◆旧契約に係る控除額

従来の一般生命保険料控除および個人年金保険料控除（それぞれの適用限度額3万5千円）が適用されます（合計適用限度額7万円）。

◆新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額

新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合について、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の控除額は、それぞれの①および②の合計額（適用限度額2万8千円）になります（合計適用限度額7万円）。

市・県民税が課税されない人

◆均等割も所得割も課税されない人

①生活保護法により生活扶助を受けている人
②障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で、平成24年中の所得が125万円以下の人

◆均等割が課税されない人

平成24年中の所得が次の算式で計算した金額以下の人
28万円×（控除対象配偶者および扶養親族の数+1）+16万8千円

◆所得割が課税されない人

平成24年中の所得が次の算式で計算した金額以下の人
35万円×（控除対象配偶者および扶養親族の数+1）+32万円

ただし、控除対象配偶者および扶養親族がない場合は35万円

無収入などで申告していない人

平成24年中に高齢や無職などにより所得がなかった人、どなたかに扶養されていた人または平成6年4月1日生まれ以前の学生の人でも申告書の提出をお願いします（国民健康保険税の軽減適用や各種税務証明書の基礎資料になります）。

※詳しくは、左記へお問い合わせください。

関税務課市民税班

☎73・0087

納期限までに納めましょう

市税の滞納処分

市税は皆さんが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持ってしています。市が提供する福祉サービスや社会保障、ごみ処理、教育、道路整備など、いろいろな事業を進める上で、非常に大切な財源です。

市税を滞納することは、市の財政を圧迫し市民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。また、督促状の送付などの経費に、税金を使うことにもつながります。

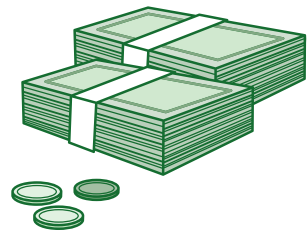
そして何よりも、納期限内にきちんと納税している大多数の市民の皆さんとの公平性を欠くこととなります。

このため市では、市税の滞納者に財産の差し押さえなどの滞納処分を行っています。

滞納処分(財産差押)

市税が期限までに納付されないと、督促状を発送します。この場合、延滞金が発生することがあります。それでも納付されない場合は、催告書を発送します。

催告書で納税や納税相談が



ない場合は、勤務先・金融機関・生命保険会社などへ財産調査を行い、滞納処分(財産差押)を執行します。

滞納処分では、差し押さえた財産のうち、給与・預金などは債権取り立てを行い、不動産・動産は公売などにより換価し、市税に充当します。

事情がある場合はご相談を

災害、けがや病氣、失業、事業不振など、やむを得ない理由や多重債務により税金を納期限内に納めることが困難な場合は、一人で悩まず、早めに左記へご相談ください。一括納付が難しい場合には、生活状況などをお聞きした上で分割納付に応じることもできます。

国税務課納税推進室収税班

☎73・0087

納税相談

Q&A

よくある
お問い合わせ

Q 借金(住宅ローン)があり、税金が払えない。

A 税金は個人債務より優先されます。地方税法第14条では、税金はすべての借金などに優先すると定められています。借金や住宅ローンがあるため納税できないというのは理由になりません。

Q 少額の滞納でも滞納処分するの？

A 滞納税額の大小は関係ありません。「少額の滞納だから差し押さえされないだろう…」などの考えはおやめください。

Q 納税相談をしたいけれど、仕事で平日には行けない。

A 毎週日曜日(年末年始などを除く)の9時~12時まで相談窓口を開設しています。

Q 親が滞納した税金は、親が亡くなったら自分(子ども)には関係ないのでは？

A 税金の滞納は資産、財産同様に相続されます。

Q 税金を滞納したら何か損があるの？

A 税金を滞納すると、左記のような不利益が発生します。
・市からの補助金や融資などの行政サービスに制限がかかります。
・勤務先や各金融機関に対して財産調査を行うため、あなたが

みえて
みなみちやん

国民年金Q&A



給年金)が支払われます。

請求できる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順です。手続きには、

①年金証書②請求者名義の預金通帳③印鑑④戸籍謄本(死亡者との関係のわかるもの)⑤住民票(死亡者と請求者のもの)をご用意ください。また、請求者と死亡者が別世帯の場合には、生計同一の証明

が必要となります。
未支給年金請求書(死亡届)は、受給していた年金の種類によって届出先が異なります。国民年金は市役所、厚生年金は年金事務所、共済年金は共済組合となります。

国民年金事務所

☎0478・54・1442

市民課国民年金班

☎73・0086